

●香川県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和8年9月11日から同年10月1日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月11日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 伊吹循環線（262号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
観音寺市伊吹町字北向山1757 番1地先から	前	3.0～7.4	88	道路整備事業による現道 拡幅
観音寺市伊吹町字北向山1757 番2地先まで	後	3.0～14.7	88	